



長野県報

3月29日(金)
平成31年
(2019年)
号外

目次

条例

長野県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県税条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

(1) 個人県民税

- ア 総務大臣が指定した以外の地方公共団体について、寄附金税額控除(ふるさと納税)の対象外とする見直しを行いました。
- イ 住宅ローン税額控除の適用期間を平成45年度(改正前:平成43年度)まで延長することとしました。

(2) 自動車取得税

環境への負荷の小さい自動車を対象とした税率の特例措置について、減税割合等を見直すとともに、適用期限を平成31年9月30日(改正前:平成31年3月31日)まで延長することとしました。

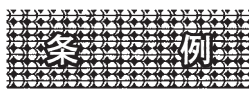
(3) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置の適用期限を平成36年3月31日(改正前:平成31年3月31日)まで延長することとしました。

(4) 過疎地域等における事業に係る課税免除の適用期限の延長

過疎地域において生産設備の新設等をした者及び地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対する不動産取得税等に係る課税免除の特例措置の適用期限を平成33年3月31日(改正前:平成31年3月31日)まで延長することとしました。

2 この条例は、平成31年4月1日(一部の規定は、同年6月1日、同年7月1日)から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成31年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第16号

長野県税条例の一部を改正する条例

長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第21条の5第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定

する特例控除対象寄附金」に改める。

第29条第2項中「第53条第24項」を「第53条第26項」に改める。

第40条第2項中「第36条の2の2第1項」を「第36条の2の2」に改め、同条第10項中「第7条の3第3項」を「第7条の3第4項」に改める。

第49条第1項第3号中「第63条の4第1項」を「第63条の5第1項」に改める。

第144条第1項の表の過疎地域の項及び第144条の2中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同項第1号中「第12項」を「第17項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

附則第4条の4の3第1項の表の前条第1項第1号の項中「第12項」を「第17項」に改め、同表の前条第2項第2号の項を削り、同条第2項中「第6項までの規定の」を「第9項までの規定の」に、

「前条第4項」を「前条第3項」に改め、同項の表中「第6項」を「第9項」に改める。

附則第4条の5中「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第4条の7中「これらの規定」を「第21条の5第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、「特例控除対象寄附金を」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）を」と、同条第2項及び附則第4条の5」に、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

附則第4条の8第1項中「第21条の5第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第16条第1項中「その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の18に規定するもの」を削り、「平成23年7月1日から平成31年3月31日」を「平成31年4月1日から平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同項の表の第40条の9第1項の項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「同条第2項」を「施行令附則第9条の2第2項」に改め、同条第4項及び第7項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2の2第2項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第17条の6第3項第2号において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号のイに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第17条の6において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（第5項第1号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号中「次項及び第4項」を「第5項第3号」に改め、同号のア中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同アの(7)のa中「第5項及び第7項」を「第5項第3号」に改め、同(7)のb中「この条」を「この号及び第5項第3号」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同ウの(7)のa中「第5項及び第7項」を「第5項第3号」に改め、同(7)のb中「この条」を「この号及び第5項第3号」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第5項中「から第13項」を「から第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号のイ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同イを同号のウとし、同号のア中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同アを同号のイとし、同イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第5項第2号のア中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号のウ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第7項第2号及び第8項第2号において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するものに限る。)」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第17条の2の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号のア中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号のイ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第17条の6第1項中「。以下この条」を「。第3項第2号」に、「同項」を「法附則第12条の3第1項」に、「混合メタノール自動車(法附則第12条の3第1項)」を「混合メタノール自動車(同項)」に、「同条第1項」を「同項」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第3項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第1項」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)」に、「同条第10項」を「同条第3項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車(法附則第12条の3第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)

附則第17条の6第5項第4号中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第5項に規定するエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平

成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に、「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に、「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則第5条の2第8項に規定するもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同項第5号中「乗用車」の次に「(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。))」を加え、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第10項」に、「平成21年軽油軽中量車基準」を「同法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第5条の2第11項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号のイ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
第1項第2号のア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円

第1項第2号のイ	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
第1項第2号のウの(7)	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号のウの(4)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第3号のアの(7)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
	第1項第3号のアの(4)	26,500円
32,000円		8,000円
38,000円		9,500円
44,000円		11,000円
50,500円		13,000円
57,000円		14,500円
64,000円		16,000円
第1項第3号のイ		33,000円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
第1項第4号	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円

第1項第5号	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

附則第17条の6第5項を同条第3項とし、同条第6項中「附則第5条の2第15項」を「附則第5条の2第12項」に、「附則第5条の2第16項」を「附則第5条の2第13項」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号のイ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円

第1項第2号のア	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
第1項第2号のイ	4,700円	2,400円
	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号のウの(7)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号のウの(1)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号のアの(7)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
	26,500円	13,500円
第1項第3号のアの(1)	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円

第1項第3号のイ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第17条の6第6項を同条第4項とし、同条第7項中「第3項から前項まで」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第19条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第20条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条の5並びに附則第4条の5、第4条の7及び第4条の8第1項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は同年6月1日から、第49条第1項第3号の改正規定は同年7月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）附則第4条の4の2並びに第4条の4の3第1項及び第2項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の

例による。

3 新条例第21条の5並びに附則第4条の5、第4条の7及び第4条の8第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第21条の5並びに附則第4条の5、第4条の7及び第4条の8第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の5第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第21条の5第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第4条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第21条の5第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第4条の7	特例控除対象寄附金を	支出したものに限り。）を
	特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	支出したものに限り。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金
とする		と、「限る。）とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする
附則第4条の8第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第21条の5第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

(不動産取得税に関する規定の適用)

5 新条例附則第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

6 新条例附則第17条の2の2第2項から第8項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

7 新条例附則第17条の6第1項及び第3項から第5項までの規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。